

平成 16 年度の集計結果については、平成 17 年 11 月 29 日に報道発表を行ったところですが、報道発表後に一部地方公共団体において苦情件数の繰り越し分を平成 16 年度年度受付分として計上していることが明らかになりました。このため、苦情に係る部分（網掛け部分）を修正しました。

参考：騒音規制法、振動規制法施行状況調査の「苦情件数」は、報告年度中に都道府県又は市区町村が騒音及び振動に係る苦情を受けた件数（前年度以前から繰り越しているものは含まない。他機関から移送されたものは含む。）を集計しています。

平成16年度騒音規制法施行状況調査について（お知らせ）

平成17年11月29日（火）
環境省水・大気環境局大気生活環境室
室長 瀬川 俊郎（内線 6540）
補佐 藤本 正典（内線 6543）
担当 齋藤，迫越（内線 6546）

環境省は、全国の都道府県等の報告に基づき、平成16年度における騒音苦情の状況及び騒音規制法の施行状況を取りまとめた。その概要は次のとおりである。

（1）騒音に係る環境基準の現状

騒音に係る環境基準が平成11年4月1日から施行され（平成10年環境庁告示第64号）6カ年が経過した。地域類型のあてはめ地域を有する市区町村は、平成16年末現在、全国の市町村数の約63.4%に当たる1,614市区町村であった。

平成16年度に環境騒音の測定を実施した地方公共団体数は672であった。

（2）騒音苦情の状況

騒音に係る苦情の件数は、平成16年度は16,215件（前年度15,928件）で、前年度に比べて287件（約1.8%）増加した。

苦情の主な発生源別内訳を見ると、工場・事業場騒音が最も多く5,650件（全体の約34.8%）、次いで建設作業騒音が4,653件（約28.7%）、営業騒音が1,775件（約11.0%）であった。

前年度と比較すると、工場・事業場に係る苦情が309件、建設作業騒音に係る苦情が351件増加し、営業騒音に係る苦情が388件減少した。

（3）騒音規制法の施行状況

騒音規制法に基づく規制地域を有する市区町村は、平成16年度末現在、全国の市区町村の約69.3%に当たる1,763市区町村であった。

同法に基づき届出された規制対象の工場・事業場（特定工場等）の総数は、平成16年度末現在で、全国で207,494件（前年度207,950件）となっている。特定工場等に対する法に基づく立入検査は937件（前年度889件）、改善勧告は4件（前年度6件）行われ、改善命令は行われなかった（前年度0件）。この他、行政指導が1,189件（前年度924件）行われた。

また、同法に基づき届出された建設作業（特定建設作業）の総数は67,942件（前年度68,333件）となっている。特定建設作業に対する法に基づく立入検査は1,176件（前年度1,271件）、改善勧告及び改善命令は行われなかった（前年度1件、0件）。この他、行政指導が1,510件（前年度1,352件）行われた。

1. 目的

環境省では、騒音防止行政の一層の推進を図るため、毎年度、全国の都道府県、指定都市、中核市、特例市及び特別区を通じ、騒音に係る苦情の状況、騒音規制法に基づく各種措置の施行状況等について調査を行い、その結果を取りまとめている。

2. 調査結果

(1) 騒音に係る環境基準の類型当てはめ状況

環境基本法に基づく環境基準の類型当てはめ地域を有する市区町村数は、平成16年度末現在1,614で、全国の市区町村数の約63.4%（平成15年度57.3%）に相当した。（表1参照）

(2) 騒音規制法に係る地域指定の状況

騒音規制法に基づき地域指定が行われている市区町村数は、平成16年度末現在1,763で、全国の市区町村数の約69.3%（平成15年度66.2%）に相当した。（表1参照）

表1 環境基準類型当てはめ状況及び騒音規制法地域指定状況（平成16年度末現在）

	市	区	町	村	計
全市区町村数	732	23	1,423	366	2,544
環境基準の地域 類型あてはめ	708	23	798	85	1,614
割合（％）	96.7%	100.0%	56.1%	23.2%	63.4%
騒音規制法 地域指定	727	23	911	102	1,763
割合（％）	99.3%	100.0%	64.0%	27.9%	69.3%

(3) 一般地域における環境基準の適合状況

全国の一般地域（道路に面する地域以外の地域）における環境騒音の状況を把握するため、地方公共団体により測定された環境騒音の環境基準の適合状況について調査した。（表2参照）

環境騒音の測定実施状況

平成16年度に環境騒音の測定を実施した地方公共団体数は672（平成15年度261）で、環境基準の類型当てはめがなされている1,614市区町村数の約41.6%であった。

測定地点の総数は4,129地点（同4,493地点）であり、そのうち定点測定地点数（毎年度実施しているものとは限らない）は2,999地点（同3,007地点）で、全体の約72.6%となった。

環境基準の適合状況

地域の騒音状況をマクロに把握するために必要な地点を選定している場合と、騒音に係る問題を生じやすい地点等を選定している場合とに分けて集計を行っている。

ア 地域の騒音状況をマクロに把握するために必要な地点を選定している場合

全測定地点3,579地点（同3,721地点）のうち約74.2%の地点で環境基準に適合（同72.9%）した。

地域類型別にみた場合、A類型及びB類型地域（住居系地域）では2,649地点（同2,919地点）のうち約73.4%の地点で適合（同71.6%）し、C類型地域（住居・商工業混在地域）では905地点（同794地点）のうち約76.8%の地点で適合（同77.5%）した。

- イ 騒音に係る問題を生じやすい地点等を選定している場合
 全測定地点 550 地点(同 772 地点)のうち約 71.6%の地点で適合(同 70.9%)
 した。
 地域類型別にみると、A 類型及び B 類型地域では 370 地点(同 563 地点)の
 うち約 67.8%の地点で適合(同 67.0%)し、C 類型地域では 155 地点(同 2
 07 地点)のうち 76.1%の地点で適合(同 81.6%)した。
 (注) この集計における環境基準の適合・不適合の判定については、原則として測定
 した全ての時間帯において環境基準を満たした場合を「適合」とした。

表 2 一般地域における環境基準の測定及び適合状況(道路に面する地域を除く)

測定実施 自治体数		平成16年度における測定状況									
		全測定 地点数	定点測定 地点数	ア. 地域の騒音状況をマクロに把握 するような地点を選定している場合				イ. 騒音に係る問題を生じやすい地 点等を選定している場合			
				AA	A及びB	C	計	AA	A及びB	C	計
672	測定地点数	4,129	2,999	25	2,649	905	3,579	25	370	155	550
	適合地点数	3,051	2,244	18	1,944	695	2,657	25	251	118	394
	適合率(%)	73.9%	74.8%	72.0%	73.4%	76.8%	74.2%	100.0%	67.8%	76.1%	71.6%

AA : 特に静穏を要する地域

A : 専ら住居の用に供される地域

B : 主として住居の用に供される地域

C : 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

環境基準の適合状況の経年変化

平成12年度から平成16年度までの過去5カ年の適合状況(図1参照)を示した。

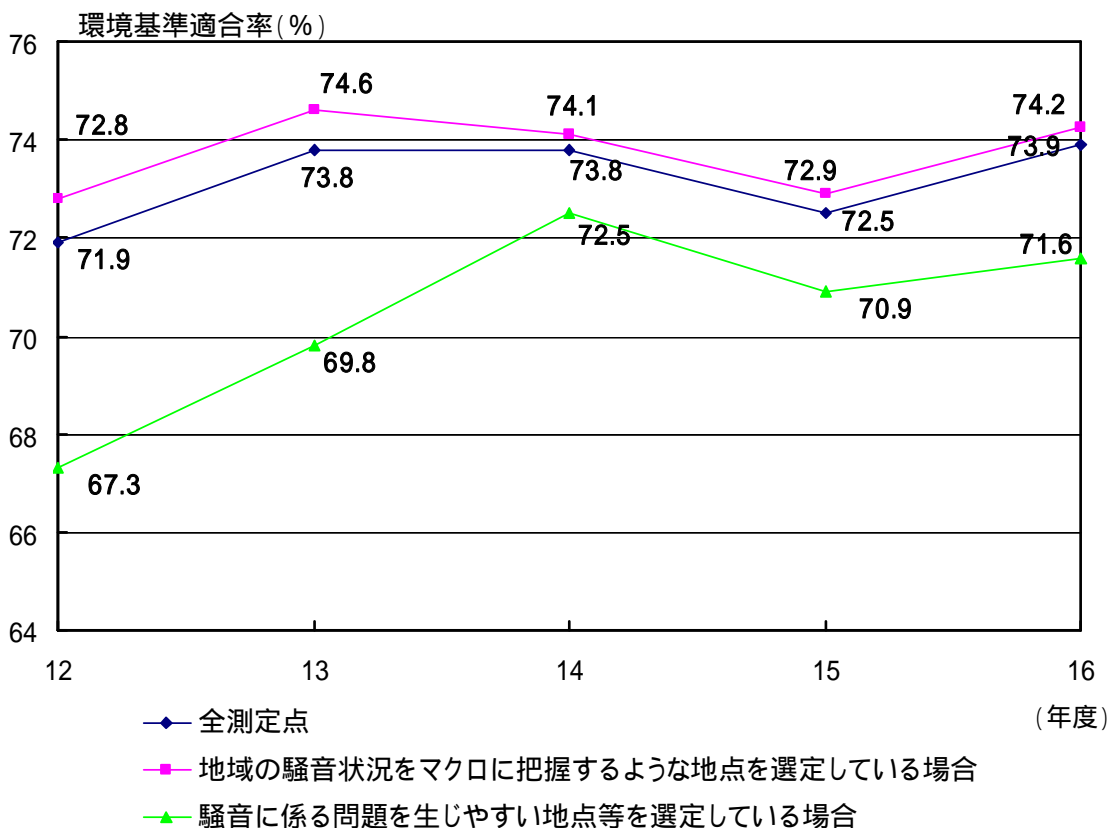


図1 過去5カ年の一般地域における環境基準適合状況

(4) 騒音苦情の状況

平成16年度に全国の地方公共団体が受理した騒音苦情の件数は、16,215件であった。これは、平成15年度(15,928件)と比べて287件、約1.8%の増加となる。(図2参照)

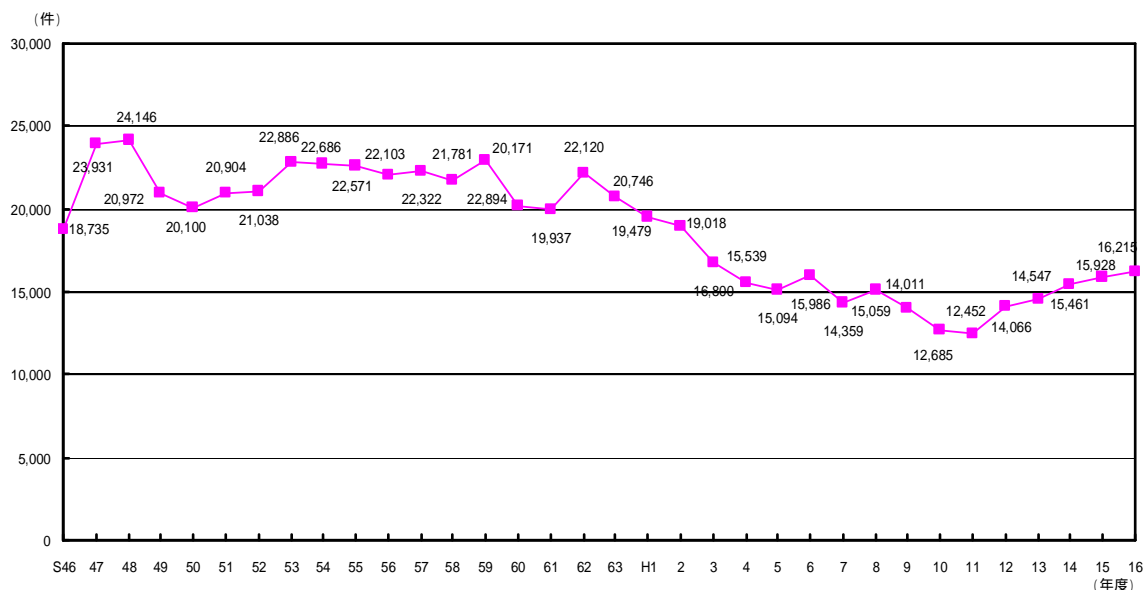


図2 騒音苦情件数の推移

苦情件数を都道府県別に見ると、東京都の3,310件が最も多く、次いで愛知県1,660件、大阪府1,401件、埼玉県1,270件、神奈川県1,224件の順となっており、この5都府県で全国の騒音苦情件数の5割以上を占めた。(表3参照)

苦情件数を発生源別に見ると、工場・事業場騒音が5,650件(34.8%)で最も多く、次いで建設作業騒音が4,653件(28.7%)、営業騒音が1,775件(11.0%)、家庭生活騒音が1,015件(6.3%)の順となった。

これを平成15年度と比較すると、工場・事業場に係る苦情が309件、建設作業騒音に係る苦情が351件増加し、飲食店、興行場、娯楽施設等の営業騒音に係る苦情が388件減少した。(図3、4参照)

表3 都道府県別苦情件数(上位5都道府県)

順位	苦情件数		順位	人口100万対件数	
	都道府県	件数		都道府県	件数
1	東京都	3,310	1	東京都	267
2	愛知県	1,660	2	愛知県	231
3	大阪府	1,401	3	埼玉県	180
4	埼玉県	1,270	4	大阪府	159
5	神奈川県	1,224	5	神奈川県	140
	全 国	16,215		全国平均	127

人口は平成16年10月1日現在の総務省統計局現在推計人口による

表4 苦情件数の都道府県別対前年度増減状況

都道府県	H15	H16	増減	都道府県	H15	H16	増減
北海道	303	367	64	滋賀県	47	108	61
青森県	210	79	131	京都府	259	269	10
岩手県	87	76	11	大阪府	1,625	1,401	224
宮城県	243	234	9	兵庫県	629	651	22
秋田県	49	46	3	奈良県	109	109	0
山形県	107	108	1	和歌山県	108	93	15
福島県	107	159	52	鳥取県	38	41	3
茨城県	200	237	37	島根県	27	34	7
栃木県	155	163	8	岡山県	145	138	7
群馬県	172	212	40	広島県	202	242	40
埼玉県	1,199	1,270	71	山口県	131	130	1
千葉県	574	707	133	徳島県	37	62	25
東京都	3,628	3,310	318	香川県	49	62	13
神奈川県	1,296	1,224	72	愛媛県	136	135	1
新潟県	215	225	10	高知県	52	40	12
富山県	25	63	38	福岡県	481	547	66
石川県	87	120	33	佐賀県	50	47	3
福井県	57	74	17	長崎県	99	104	5
山梨県	88	64	24	熊本県	73	92	19
長野県	195	215	20	大分県	125	151	26
岐阜県	126	210	84	宮崎県	101	144	43
静岡県	387	425	38	鹿児島県	139	114	25
愛知県	1,415	1,660	245	沖縄県	210	77	133
三重県	131	176	45	合計	15,928	16,215	287

は減を示す

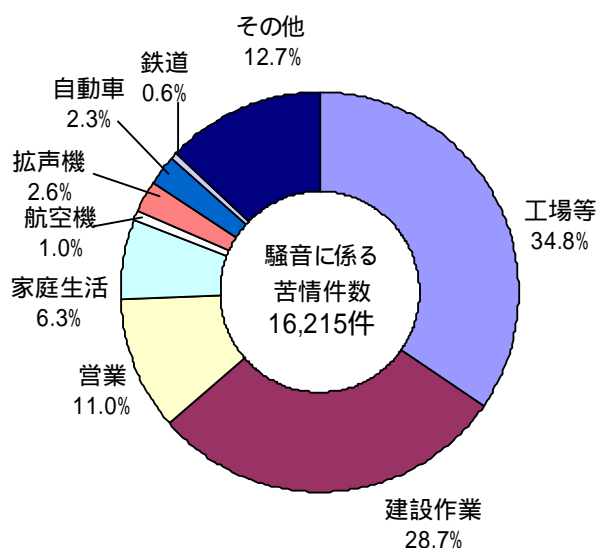


図3 騒音に係る苦情の内訳

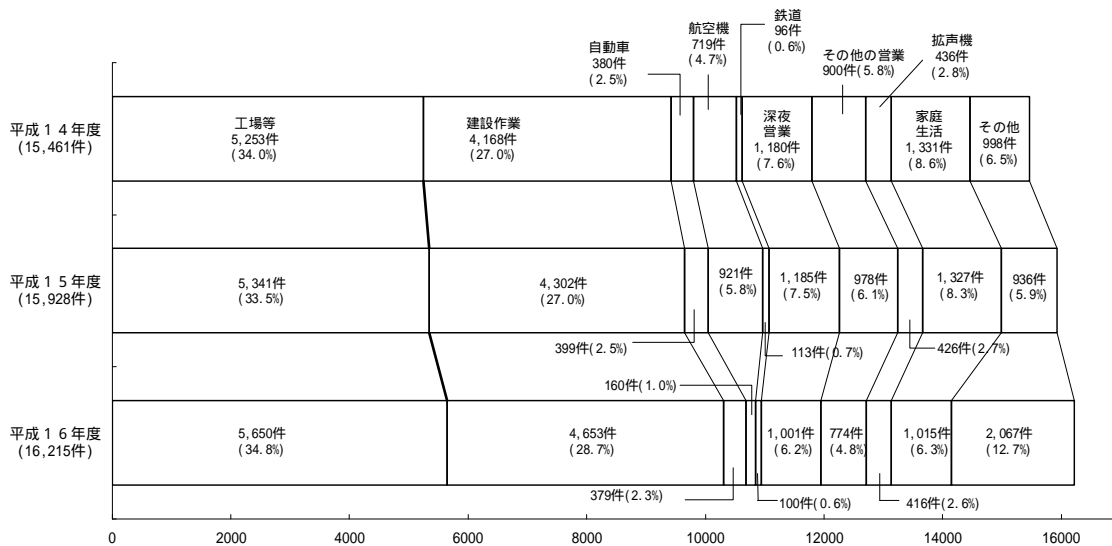


図4 過去3か年の苦情件数の発生源別内訳

規制対象とそれ以外の苦情件数との比較

工場・事業場に対する苦情総数 5,650 件のうち、法の規制対象となる指定地域内の特定工場等に対するものは、約 22.4% の 1,267 件であり、建設作業に対する苦情総数 4,653 件のうち、同指定地域内の特定建設作業に対する苦情は約 34.5% の 1,605 件となった。（表 5 参照）

表 5 規制対象・非対象別苦情件数（工場等、建設作業）

年 度	発生源の種類	工場・事業場					建設作業				
		特定工場等		左記以外		計	特定建設作業		左記以外		計
		指定地域内	指定地域外	指定地域内	指定地域外		指定地域内	指定地域外	指定地域内	指定地域外	
平成15年度	件数	1,077	78	3,845	341	5,341	1,466	22	2,724	90	4,302
	%	20.2%	1.4%	72.0%	6.4%	100.0%	34.1%	0.5%	63.3%	2.1%	100.0%
平成16年度	件数	1,267	108	3,753	522	5,650	1,605	56	2,826	166	4,653
	%	22.4%	1.9%	66.4%	9.3%	100.0%	34.5%	1.2%	60.7%	3.6%	100.0%

(5) 規制の状況

(5)-1 工場・事業場に対する規制の状況

特定工場等総数及び特定施設の届出数

騒音規制法に基づき届出された特定工場等の総数は、平成 16 年度末現在で 207,494（平成 15 年度末現在 207,950）で、前年度より 456 件減少した。（表 6 参照）

また、特定施設の総数は 1,515,306（同 1,520,455）となった。

特定工場等の内訳を見ると、空気圧縮機等を設置しているものが約 37.7% と最も多く、以下、金属加工機械を設置しているものが約 21.5%、織機を設置しているものが約 11.8% の順となった。

特定施設の内訳を見ると、空気圧縮機等が約 40.1% と最も多く、以下、織機が約 25.2%、金属加工機械が約 18.4% の順となった。（表 7 参照）

表 6 特定工場等数及び特定建設作業件数の最近の推移

	平成14年度	平成15年度	平成16年度
特定工場等総数	208,389	207,950	207,494
対前年度比 (増加率)	390 (0.19%)	439 (0.21%)	456 (0.22%)
特定建設作業件数	64,694	68,333	67,942
対前年度比 (増加率)	9,067 (16.3%)	3,639 (5.62%)	391 (0.57%)

表 7 法に基づく届出件数(平成16年度末現在)

7 - 1 特定工場等総数

7 - 2 特定施設総数

設置特定施設	総数	(%)	特定施設	総数	(%)
金属加工機械	44,587	21.5%	金属加工機械	278,517	18.4%
空気圧縮機等	78,173	37.7%	空気圧縮機等	608,009	40.1%
土石用粉碎機等	4,643	2.2%	土石用粉碎機等	25,812	1.7%
織機	24,486	11.8%	織機	381,437	25.2%
建設用資材製造機械	3,675	1.8%	建設用資材製造機械	6,236	0.4%
穀物用製粉機	623	0.3%	穀物用製粉機	3,488	0.2%
木材加工機械	20,805	10.0%	木材加工機械	64,447	4.3%
抄紙機	645	0.3%	抄紙機	2,145	0.1%
印刷機械	20,342	9.8%	印刷機械	76,127	5.0%
合成樹脂用射出成形機	8,421	4.1%	合成樹脂用射出成形機	61,400	4.1%
鋳造型機	1,094	0.5%	鋳造型機	7,688	0.5%
計	207,494	100.0%	計	1,515,306	100.0%

注) 特定工場等とは、特定施設を有し、法の規制対象となる工場・事業場をいう。

法に基づく措置等の状況

指定地域内の特定工場等に係る苦情 1,267 件(平成 15 年度 1,077 件)に対して、平成 16 年度に行われた騒音規制法に基づく措置の件数は、報告の徴収 213 件(同 223 件)、立入検査 937 件(同 889 件)、騒音の測定 464 件(同 460 件)であった。騒音測定の結果、規制基準を超えていたものは 302 件(同 288 件)であり、改善勧告は 4 件(同 6 件)行われ、改善命令は行われなかった(同 0 件)。また、これらの措置のほか、騒音防止に関する行政指導が 1,189 件(同 924 件)行われた。(表 8 参照)

表8 指定地域内の特定工場等騒音に係る措置等の状況

	苦 情	1,267
行政 措 置 等	報告の徴収	213
	立入検査	937
	測定	464
	うち基準超	302
	改善勧告	4
	改善命令	0
	行政指導	1,189

(4)-2 特定建設作業に対する規制の状況

特定建設作業の実施届出件数

平成16年度中の特定建設作業実施届出件数は67,942件(平成15年度68,333件)であり、その内訳を見ると、削岩機を使用する作業が32,215件(同32,594件)と最も多く、次いでバックホウを使用する作業が20,146件(同19,991件)の順になっており、これらで全体の約77.1%を占めた。(表6・表9参照)

表9 特定建設作業の届出件数

特定建設作業	届出件数	
くい打機等を使用する作業	4,750	7.0%
びょう打機を使用する作業	120	0.2%
さく岩機を使用する作業	32,215	47.4%
空気圧縮機を使用する作業	5,693	8.4%
コンクリートプラント等を設けて行う作業	357	0.5%
バックホウを使用する作業	20,146	29.7%
トラクターショベルを使用する作業	1,182	1.7%
ブルドーザーを使用する作業	3,479	5.1%
計	67,942	100.0%

法に基づく措置等の状況

指定地域内の特定建設作業に対する苦情1,605件(平成15年度1,466件)に対し、平成16年度に行われた騒音規制法に基づく措置の件数は、報告の徴収169件(同235件)、立入検査1,176件(同1,271件)、騒音の測定354件(同355件)であった。騒音測定の結果、基準を超えていたものは91件(同77件)であった。改善勧告及び改善命令は行われなかった(同1件、0件)。

また、騒音防止に関する行政指導が1,510件(同1,352件)行われた。(表10参照)

表 1 0 指定地域内の特定建設作業騒音に係る苦情件数及び措置等の状況

苦情件数	1,605	行政措置等	
くい打機等を使用する作業	98	報告の徴収	169
びょう打機を使用する作業	7	立入検査	1,176
さく岩機を使用する作業	940	測定	354
空気圧縮機を使用する作業	44	うち基準超	91
コンクリートプラント等を設けて行う作業	16	改善勧告	0
バックホウを使用する作業	430	改善命令	0
トラクターショベルを使用する作業	53	行政指導	1,510
ブルドーザーを使用する作業	17		

(6) 道路交通騒音に対する措置等の状況

指定地域内の道路交通騒音の苦情 331 件（平成 15 年度 355 件）に対して，騒音の測定は 111 件（同 195 件）行われており，要請限度を超えていたものは 26 件（同 32 件）であった。また，道路管理者に対する道路の構造改善等の意見陳述が 2 件（同 23 件）行われた。都道府県公安委員会に対する交通規制等の要請は行われなかった。（同 1 件）。なお，これらの騒音規制法に基づく措置のほか，道路管理者に対する協力依頼等の措置が 144 件（同 93 件）行われ，都道府県公安委員会に対する同様の措置は 6 件行われた（同 11 件）。（表 1 1 参照）

苦情		331
行政措置等	測定	111
	うち要請限度超	26
	公安委員会へ要請	0
	道路管理者へ意見陳述	2
	要請以外の公安委員会への措置依頼	6
	意見陳述以外の道路管理者への措置依頼	144

表 1 1 指定地域内の道路交通騒音に係る措置等の状況

(7) 低周波音に係る苦情の状況

平成 16 年度に地方公共団体が受けた低周波音に係る苦情の件数は 144 件（平成 15 年度 94 件）であった。（図 5，表 1 2 参照）

内訳を見ると，工場・事業場に係るものが 49 件（同 45 件）と最も多く約 34.0%を占めた。

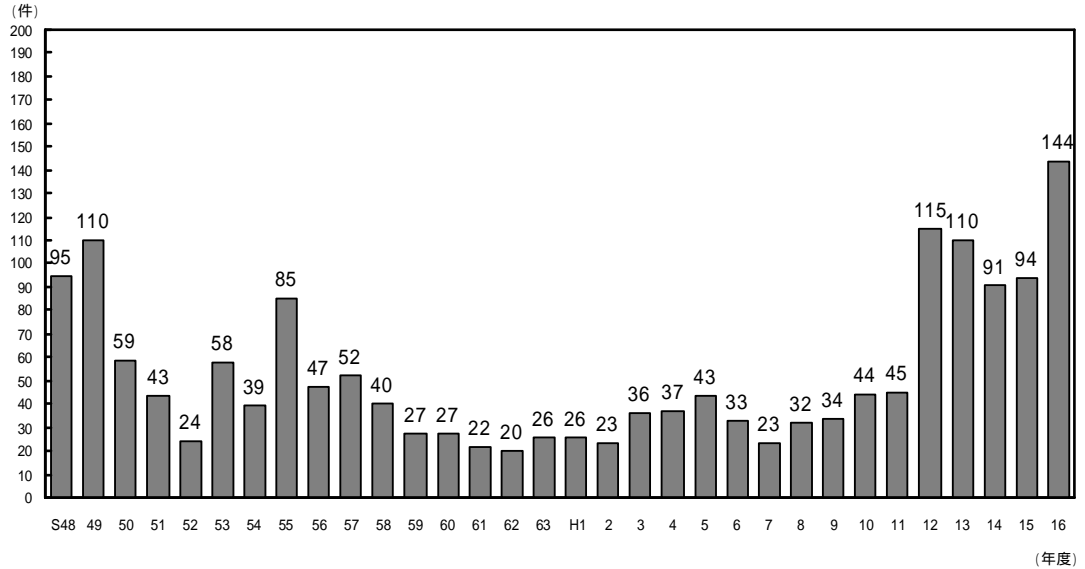


図5 低周波音に係る苦情件数の年次推移

表12 低周波音に係る苦情件数の内訳

発生源 \ 年度	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	
工場・事業場	12	12	16	19	22	21	61	52	40	45	49	34.0%
建設作業	1	1	1	1	0	0	2	3	1	1	6	4.2%
道路交通	3	2	1	1	2	1	1	1	1	3	1	0.7%
鉄道	8	4	3	0	2	1	4	1	3	0	3	2.1%
家庭生活	0	0	0	3	7	1	20	16	20	21	21	14.6%
その他	9	4	11	10	11	21	27	37	26	24	64	44.4%
合計	33	23	32	34	44	45	115	110	91	94	144	100%

3. おわりに

騒音に係る苦情の件数は前年度より増加しており、平成11年度以降の増加傾向が続いている。また、平成16年度の騒音苦情件数は依然として都市圏に集中している。

低周波音苦情については前年度に比べて増加しており、高い状態にあることから引き続き防止事例等の知見の充実と対策・評価方法の周知が必要と考えている。

今後、引き続き適切な法の運用のみならず、良好な音環境の創造を一層推進していく必要がある。